

伐採制限等を受けている山林の評価

森林法その他の法令により伐採の禁止又は制限を受ける立木の価額は、その制限がないものとして評価した価額から、その価額にその法令により加えられた制限の程度に応じた控除割合を乗じて計算した金額を控除した金額により評価することとしています（財産評価基本通達 123（保安林等の立木の評価））。

また、森林法その他の法令により土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている山林（林地）の価額は、その山林について土地の利用又は立木の伐採に係る制限がないものとして、財産評価基本通達 45（評価の方式）から同通達 49（市街地山林の評価）の定めによって評価した価額から、その価額にその山林の上に存する立木の伐採制限の程度に応じて、同通達 123 に定める控除割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価することとしています（同通達 50（保安林等の評価））。

（参考 1）財産評価基本通達 123 に定める立木の伐採制限に応ずる控除割合表

法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合
一部皆伐	0.3
択伐	0.5
単木選伐	0.7
禁伐	0.8

（参考 2）土地の利用又は立木の伐採について制限を加える森林法以外の法令の具体的な範囲及びその法令により課されている伐採制限の程度に応じた控除割合は、別紙「森林法その他の法令の範囲等」のとおりです。

（注） 1 伐採制限が重複する場合の取扱い

法令による地区の指定等が重複することにより、伐採制限が重複する場合がありますが、この場合には、最も厳しい伐採制限に基づく控除割合によって評価します。

2 控除割合を個別に検討することとしている地区等について

別紙「森林法その他の法令の範囲等」の中には、伐採に係る許可基準が法令に明記されていないこと（自然公園法に規定する地種区分未定地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域の特別地区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する管理地区）、及び伐採に係る許可基準が都道府県条例により定められること（砂防法に規定する砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域）により、伐採制限に基づく控除割合を「個別」に検討することとしているものがあります。

平成 30 年分 (鹿児島県)

これらの地区等については、同一の地区ではあっても、都道府県の定める条例によりその伐採制限が異なることも考えられることから、控除割合を個別に検討することになります。

具体的には、その地区内の山林を評価すべき事案が発生した都度、条例等で規定する伐採制限を個別に検討し、その伐採制限の内容に基づいて控除割合を決定することになります。

平成 30 年分
(鹿児島県)

別紙 森林法その他の法令の範囲等

法 令	区 分	伐採の方法等		控除割合
森林法	水源かん養保安林	① 原則(下記以外の森林)	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
		② 林況が粗悪な森林	択伐	択伐 (0.5)
		③ 伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出すると認められるもの		
		④ その伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林		
		⑤ ③及び④のうち、その程度が特に著しいと認められるもの	禁伐	禁伐 (0.8)
	土砂流出防備保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林	禁伐	禁伐 (0.8)
		③ 地盤が比較的安定している森林	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
	土砂崩壊防備保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林	禁伐	禁伐 (0.8)
	飛砂防備保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 林況が粗悪な森林	禁伐	禁伐 (0.8)
		③ 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		
		④ その地表が比較的安定している森林	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
	防風保安林 防霧保安林	① 原則(下記以外の森林)	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
		② 林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20メートル未満のものをいう。)その他林況が粗悪な森林	択伐	択伐 (0.5)
		③ 伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林		
		④ ②及び③のうちその程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいう。)	禁伐	禁伐 (0.8)

平成 30 年分
(鹿児島県)

法 令	区 分	伐採の方法等		控除割合
森林法	水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 林況が粗悪な森林	禁伐	禁伐 (0.8)
		③ 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		
	干害防備保安林	① 原則(下記以外の森林)	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
		② 林況が粗悪な森林	択伐	択伐 (0.5)
		③ 伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの		
		④ 用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林		
		⑤ ③及び④のうち、その程度が特に著しいと認められるもの	禁伐	禁伐 (0.8)
	なだれ防止保安林 落石防止保安林	① 原則(下記以外の森林)	禁伐	禁伐 (0.8)
		② 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林	択伐	択伐 (0.5)
	防火保安林		禁伐	禁伐 (0.8)
	魚つき保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林	禁伐	禁伐 (0.8)
		③ 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)
	航行目標保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林	禁伐	禁伐 (0.8)
	保健保安林	① 原則(下記以外の森林)	択伐	択伐 (0.5)
		② 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林	禁伐	禁伐 (0.8)
		③ 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるもの	伐採種を定めない	一部皆伐 (0.3)

平成 30 年分 (鹿児島県)

法 令	区 分		伐採の方法等	控除割合
森林法	風致保安林		① 原則(下記以外の森林)	択伐 (0.5)
			② 風致の保存のため特に必要があると認められる森林	禁伐 (0.8)
	保安施設地区内の森林			禁伐 (0.8)
砂防法	砂防指定地		条例に基づく。固定資産税評価では、2分の1を目安とした減価補正が行われている。	個別
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区		伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるもの	択伐 (0.5)
			その程度がとくに著しいと認められるもの、保護施設を設けた森林、鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木	禁伐 (0.8)
			その他の森林	伐採種を定めない 一部皆伐 (0.3)
文化財保護法	史跡名勝天然記念物			禁伐 (0.8)
	史跡名勝天然記念物の保存のための地域			禁伐 (0.8)
	伝統的建造物群保存地区		規制内容は条例で定める。	伐採種を定めない(林業を除く) 一部皆伐 (0.3)
自然公園法	国立公園・国定公園(都道府県立自然公園もこれに準じる)	特別保護地区		禁伐 (0.8)
		第1種特別地域	① 原則(下記以外の森林)	禁伐 (0.8)
			② 風致維持に支障のない場合	択伐 単木選伐 (0.7)
		第2種特別地域	① 原則(下記以外の森林)	択伐 (0.5)
			② 風致維持に支障のない場合	一部皆伐 なみ 一部皆伐 (0.3)
			③ 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)	択伐 単木選伐 (0.7)
		第3種特別地域		一部皆伐 なみ 一部皆伐 (0.3)
	地種区分未定地域			個別

平成 30 年分
(鹿児島県)

法 令	区 分		伐採の方法等	控除割合
漁業法	除去を制限された立木		禁伐	禁伐 (0.8)
地すべり等防止法	ぼた山崩壊防止区域		択伐	択伐 (0.5)
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土特別保存地区		択伐、1ヘクタール以下の皆伐	一部皆伐 なみ (0.3)
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	第一種歴史的風土保存地区		択伐、1ヘクタール以下の皆伐	一部皆伐 なみ (0.3)
都市計画法	風致地区		択伐、1ヘクタール以下の皆伐	一部皆伐 なみ (0.3)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		個別	個別
林業種苗法	特別母樹又は特別母樹林		禁伐	禁伐 (0.8)
自然環境保全法	自然環境保全地域・都道府県自然環境保全地域	特別地区	(保全計画に基づいてあらかじめ指定)	個別 個別
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	管理地区		個別	個別